

# 「指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス)」

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(倉敷市指定第3370203485号)

当事業所はご契約者に対して通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

\*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」「事業対象者」の認定をうけられた方対象です。

※当事業所では、利用者又はその家族等よりサービス提供記録及びその他利用者様に関する情報の開示を求められた場合、速やかに開示いたします。

### 1. 事業所

- |           |                |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名   | 富田ケアセンター有限公司   |
| (2) 所在地   | 倉敷市玉島道口2754番地1 |
| (3) 電話番号  | 086-522-8511   |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 山中 祥吉    |
| (5) 設立年月日 | 平成15年6月6日      |

### 2. 事業所の概要

- (3) 事業所の種類 通所介護事業所・平成16年4月1日 指定3370203485号  
介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス) 平成30年4月1日

※ 当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。

- ① 個別機能訓練加算 (Iロ) (II)
- ② 若年性認知症利用者受入加算
- ③ 入浴介助体制加算 (I) (II)
- ④ 運動器機能向上加算
- ⑤ 生活機能向上グループ活動加算
- ⑥ サービス提供体制強化加算II
- ⑦ ADL等維持加算 I・II
- ⑧ 口腔機能向上加算
- ⑨ 栄養改善加算
- ⑩ 栄養アセスメント加算
- ⑪ 科学的介護推進体制加算

- (4) 事業所の目的 介護保険法の理念に基づき、要介護状態等にある高齢者に対し適切な通所介護及び介護保険法に基づく第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供する。
- (5) 事業所の名称 富田デイサービスセンター
- (6) 事業所の所在地 倉敷市玉島道口2754番地1
- (7) 電話番号 086-522-8511
- (8) 事業所長氏名 山中 祥吉  
 管理者氏名 田原 ひとみ
- (10) 当事業所の運営方針  
 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (11) 開設年月 平成16年4月1日
- (12) 利用定員 75人（大規模型通所介護（Ⅱ））

### 3.事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 倉敷市 浅口市 里庄町 矢掛町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日 祝日も営業 12/30-1/3休み
営業時間	8時00分～17時00分
サービス提供時間	9時15分～16時20分

### 4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>\*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	
1. 管理者	1名
2. 介護職員	13名以上
3. 生活相談員	2名以上
4. 看護職員	1名以上
5. 機能訓練指導員（理学療法士等）	3名以上
6. 管理栄養士	1名以上

※富田訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が健康状態の観察を行なう。

※富田給食センターとに連携により、管理栄養士が栄養状態の観察を行なう。

また、提供時間帯を通じて、通所介護事業所へ駆けつけることができる体制を確保。

※必要に応じて早出・遅出職員を配置。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、下記の通りです。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（国の定める割合）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議した上で通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)を定めます。

#### ① 食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ （食事時間）12：00～13：00

#### ② 入浴

- ・ 身体状況に応じて、一般浴槽、特殊浴槽を利用して入浴することができます。

#### ③ 排泄

- ・ 排せつの介助を行います。

#### ④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員及び看護師等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します

#### ⑤ 口腔ケア

- ・ 看護職員等が連携しご契約者の口腔内の確認及び口腔機能向上を行います。

<サービスの利用料金（1回あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた（自己負担額）をお支払いください。（下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用の自己負担額

※負担割合証の割合に応じて算定いたします。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰとして所定単位数の9.2%を算定させていただきます。

<介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)費・事業対象者>

		サービス提供体制強化 加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	生活機能向上 グループ活動加算	送迎減算 (送迎を行わない 場合)
要支援1	1798	88・72・24	100	△47/回
要支援2	3621	176・144・48		
事業対象者	1798	88・72・24		

<介護給付>

	3~4h	4~5h	5~6h	6~7h	7~8h	8~9h
要介護1	345	362	525	543	607	623
要介護2	395	414	620	641	716	737
要介護3	446	468	715	740	830	852
要介護4	495	521	812	839	946	970
要介護5	549	575	907	939	1059	1086

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際は、加算額の国の定めた割合の額を追加料金としてご負担いただきます。

個別機能訓練加算	入浴介助加算	栄養アセスメント加算
(Ⅰ)□76/日 (Ⅱ)20/月	(Ⅰ)40	50/月
科学的介護推進体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	
40/月	22・18・6	
ADL維持等加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算
(Ⅰ)30 /月 (Ⅱ)60/月	200 単位 (三月内一月に2回を限度)	150 単位 (三月内一月に2回を限度)

※送迎を行わない場合 片道/△47単位

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

### ① 食費の提供

ご契約者に提供する食事の費用です。

料金：1日あたり650円

### ② おむつ代

種類	M	L	LL
尿とりパット	30円	50円	
リハビリパンツ	150円	170円	230円
紙おむつ	160円	180円	

### ③ レクリエーション、生きがいつくり

ご契約者の希望によりレクリエーションや生きがいつくりをしていただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

### ④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前期(1)、(2)の料金・費用は、毎月10日以降にまとめてお支払いください。

なお、振り込み・口座引き落としでのお支払いをお願いします。

振り込みは所定の手数料が発生致します。

## (4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の利用を中止又は変更することができます。

この場合にはサービスの実施日の当日朝8時15分までに事業者申し出てください。

**富田デイサービスセンター 086-522-8511**

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## (5) サービス利用についての留意事項

利用者は次のとおり利用時に留意するものとする。

1. 利用時に健康について異常があれば申し出ること。
2. 利用者同士の喧嘩他に迷惑になる行為をしないこと
3. 利用者の私的な営業活動はしないこと。
4. 設備を適切に利用すること。
5. 事業所の規則を遵守すること。

## その他

台風等で非常警報（高齢者等避難）の警報が発令された場合や、地震・大雨や大雪等の自然災害等で著しく環境が変化し、交通障害が発生した場合はサービスの中止及び利用時間（送迎含む）を変更させていただく場合があります。その場合は当事業所より事前にお知らせします。

## 6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

### (1) 事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 管理者 田原 ひとみ
- 苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 副主任 能勢 華凜  
機能訓練指導員 副主任 花田 彩月
- 受付時間 8：00～17：00
- 電話 086-522-8511
- 面接 随時
- 苦情受付担当者は、苦情内容を確認します。
- 苦情受付担当者は、苦情の内容を管理者へ報告し、苦情処理へ向けた検討会議を開催します。
- 検討会議の結果をもとに処理結果をまとめ、報告します。
- 苦情処理結果を記録し、再発防止に努めるように全職員徹底します。

### (2) その他当事業所以外に市町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- 倉敷市介護保険課 086-426-3343
- 浅口市高齢支援課 0865-44-7113
- 矢掛町福祉介護課 0866-82-1013
- 里庄町健康福祉課 0865-64-7211
- 受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- 国保連合会苦情窓口
- 国保連合会介護保険課 086-223-8811
- 受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時00分

## 7. 秘密保持

- (1) 当事業所の事業者等は、退職後も含め、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所は、利用者又はその家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又はその家族等の個人情報を用いません。

## 8. 記録の整備

ご利用者に対する介護サービスの提供の諸記録を整備し、その完結する日から5年間保存します。

## 9. 虐待の防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 当事業所はご利用者が成年後見人制度を利用できるように支援を行います。
- (2) 当事業所は従業員または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (4) 虐待防止のために指針を整備し従業員に対し虐待を防止するための研修を行います。
- (5) 当事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

管理者：田原 ひとみ

## 10. 身体拘束の禁止

- (1) 当事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束の適正化を図るために委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を行います。

## 11. 衛生管理

当事業所は、感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果を従業者に周知徹底を図ります。また、指針を整備し、従業者に対して感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 12. 業務計画に向けた取り組みの強化

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し、サービス提供を継続的に実施するための及び非常時の早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 従業員に対し、業務計画書について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的に業務計画書の見直しを行い、必要に応じて業務計画書の変更を行います。

## 13. 掲示

事業所は、当事業所の見えやすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制その他利用者申し込みのサービスの選択に関連する、認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開ケアシステム等のインターネット上で情報の閲覧ができるように掲載・公表します。

## 14. 地域との連携強化

- (1) 事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものといたします。
- (2) 事業所の運営にあたっては、提供した指定通所介護の関する利用者からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業に協力するように努めます。

## 15. 緊急時等における対応方法

### 1. 緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変などあった場合、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先、居宅介護支援事業所等に連絡をします。

協力医療機関 小野内科医院 小野 要

倉敷市玉島八島1755

電話 086-525-0700

主治医 病院名

電話番号

緊急連絡先 氏名  
電話番号

## 2. 事故発生時の対応

- 1) 利用者に対する通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録いたします。
- 3) 利用者に対する通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 2) 非常災害時の対応

別途定める消防計画にのっとり対応を行います。

防火管理者 本山 真弓

## 16. 居宅サービス計画等の情報提供について

サービス担当者会議の場面及び医療、保健サービス・福祉サービス等のサービス提供事業者や居宅介護支援事業者と連帯し、ケアプラン作成やより良いサービス提供の為、必要に応じて情報提供を行いません。

## 17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

有



通所介護及介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 富田ケアセンター有限公司

代表取締役 山中 祥吉

富田デイサービスセンター

説明者職名

氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名

代筆者住所

代筆者氏名

(続柄： )